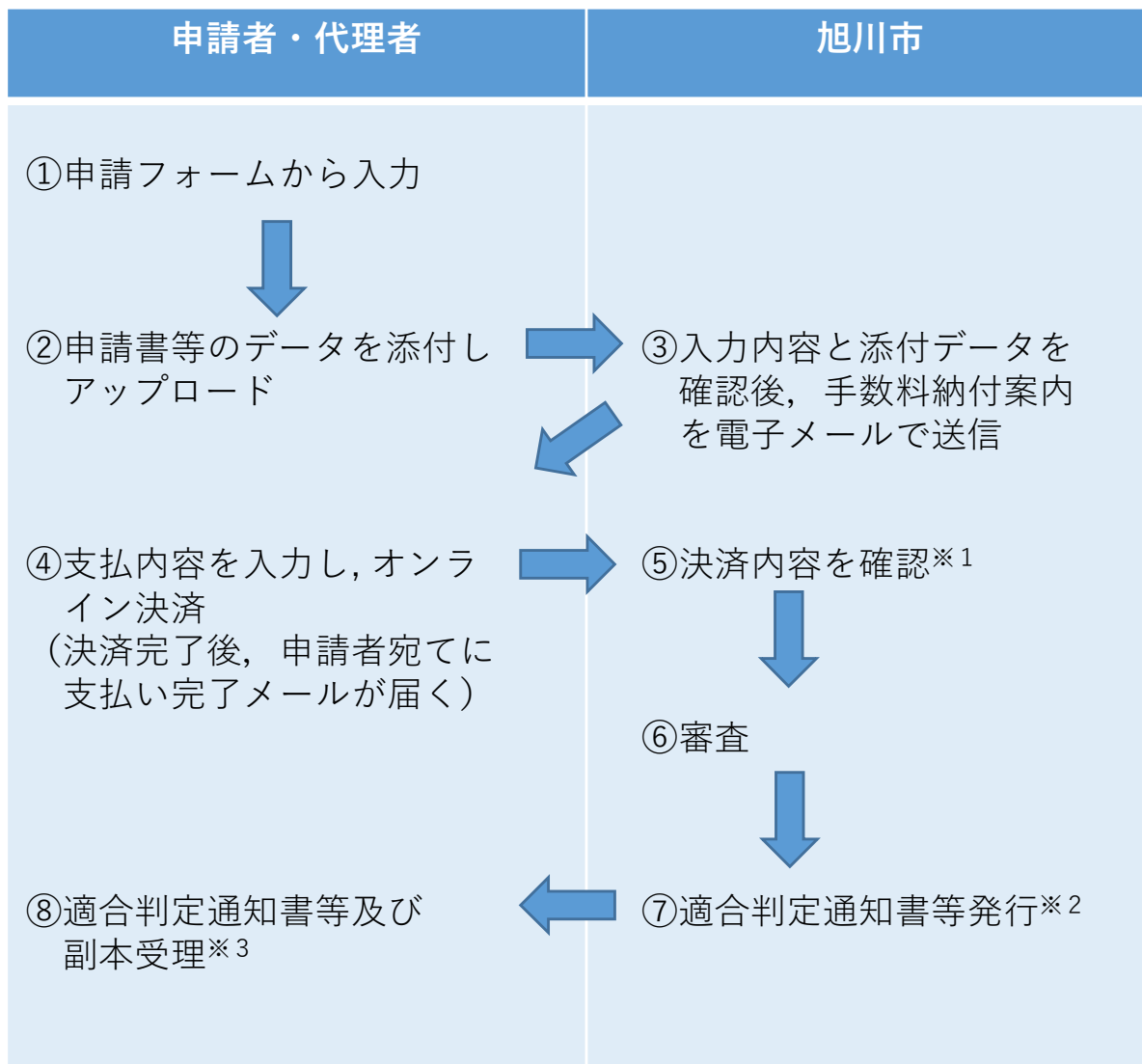


オンライン申請の流れ（省エネ適合性判定関係）

対象建築物：建築基準法第6条第1項第2号建築物のうち300平方メートル未満で構造計算が不要な建築物
申請が可能な手続き（いずれも申請データが電子化されたものに限る）

- ・省エネ適合性判定申請
- ・省エネ適合性判定変更申請（省エネ適合性判定申請をオンライン申請したものに限る）
- ・軽微変更該当証明申請（省エネ適合性判定申請、省エネ適合性判定変更申請をオンライン申請したものに限る）



- ※1・旭川市が決済内容を確認した日が受付日となります。
【例】4月1日(土曜日)に電子決済した場合
職員が確認するのが翌開庁日になるため、4月3日
(月曜日)が受付日となります。
・受付状況は支払完了メール内のURLから確認可能です。
- ※2・オンライン申請の場合、適合判定通知書等の交付は電子交付（PDFデータ）になりますのでご注意ください。
・書面での交付を希望の方は、書面で申請してください。
- ※3・適合判定通知書等及び副本は、申請フォームの電子文書 URLからPDFデータをダウンロードしてください。
・適合判定通知書等及び副本の再発行は行わないため、申請者等において適切に保存をお願いします。